

議員政治倫理条例に掲げる補助金等を受けている団体・役員の解釈について

平成30年2月5日条例等検討分科会での協議結果

	協議事項	協議結果
(1)	補助金等の「等」は何を指すのか。	補助金、助成金、交付金とし、活動又は運営に対するものに限る。
(2)	間接的に補助金が交付されている場合は該当しないか。	直接交付されている場合に限る。
(3)	市から補助金等を受けている団体とは何を指すのか。	補助金等を受けている全ての団体を指す。
(4)	役員とは何を指すのか。	「団体の代表者のみ」及び「団体の代表者及び役員会の構成員となっている役員」という意見があり、協議を行った結果、次回以降改めて協議を行う。
(5)	新たに議員となった者の取り扱いはどうするか。(議員当選時に該当団体の役員に就任している場合)	残任期間に限り在任することができる。